

承認第1号

専決処分の承認を求める件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり加東市税条例の一部を改正する条例制定を専決処分したので、同条第3項の規定により、承認を求める。

平成30年3月1日提出

加東市長 安田正義

専決第10号

加東市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分について

地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）の一部を改正する省令の施行に伴い、加東市税条例の一部を改正する必要があるが生じたが、施行期日が迫っており、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成29年12月28日

加東市長 安田正義

加東市条例第41号

加東市税条例の一部を改正する条例

加東市税条例（平成18年加東市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第54条第7項中「第10条の2の10」を「第10条の2の12」に改める。

附 則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

承認第1号（条例第41号） 要旨

加東市税条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）及び地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第161号）の施行により、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

地方税法施行規則の改正により生じる引用条項の条ずれを改めること。（第54条関係）

3 施行期日 平成30年1月1日

4 市財政への影響 なし

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(固定資産税の納税義務者等)</p> <p>第54条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の10で定めるものを含む。）であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けられたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けられた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けられた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。</p>	<p>(固定資産税の納税義務者等)</p> <p>第54条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の12で定めるものを含む。）であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けられたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けられた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けられた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。</p>